

利用者情報に関するワーキンググループ（第21回）

令和7年3月10日

【小玉利用環境課課長補佐】 事務局の小玉でございます。定刻となりましたので、ただいまから利用者情報に関するワーキンググループ第21回会合を開始いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、2月に行ったヒアリングを踏まえ、SPSIの見直しに関する議題を取り扱います。個人情報保護委員会に加え、一般社団法人日本インタラクティブ広告協会（JIAA）様にオブザーバーとして御参加をいただいています。

なお、仲上オブザーバーは御欠席、米田オブザーバーは11時頃御退出予定でございます。

事務局資料を今回資料21－1、21－2として御準備しておりますが、資料21－2は非公開部分がございます。また、資料21－3はグーグル社より、ヒアリングへの御協力に代えて、青少年保護に関する同社の取組などを記載した書面の提出がございましたので、この場をお借りして、御参考までに皆様にも御覧いただきたいかと思っています。なお、こちらも一部非公開部分がございますので、お取扱いには御留意いただければと思います。

それでは、これ以降の議事進行は山本主査にお願いしたいと存じます。山本主査、どうぞよろしくお願いいたします。

【山本主査】 承知いたしました。本日は、SPSIの見直しについて御議論をいただきます。まず、資料21－1、SPSIの望ましい事項の再整理について事務局から御説明をいただき、一度意見交換の時間を設けたいと思います。

それでは、事務局、よろしくお願いいたします。

【小玉利用環境課課長補佐】 再び事務局でございます。今回、資料21－1を御覧ください。SPSIにおける望ましい事項の再整理といたしまして、やや改定をしていますので、まず、その比較を申し述べさせていただきます。

前回・前々回はヒアリングでございましたけれども、12月の御議論を思い起こしていただければと思います。12月20日の提案ですと、分類事項として3つ箱をつくってございました。「先進的事項」「望ましい事項」「義務的事項」というところでございます。

これを、今回提案をいたしますところで、4分類に区分を見直してございます。一番トップラインの「先進的事項」について、こちらは利用者行動のトラッキングですとか、既

にアップル様がなされている業界標準的な取組というのは先進的と言えるのかというような御指摘もありましたので、今回これはベンチマークとして、これは先進的というよりは、アップル様がいち早く取り組まれているようなすばらしい取組ではあるということで、指標的事項として、「ベンチマーク事項」とさせていただいています。

あとは、ダークパターンやこどもの利用者情報の取扱いを、前回望ましい事項として分類していたのですが、分類分けを変えまして、「基本的事項」に入れさせていただいております。

それで、具体的に今回新しく変わったところとして、「基本的事項」と「法令事項」というように、「法令事項」を新たにくくり出して、差異が分かるようにはしていこうというものでございます。

次のページをお願いします。新しく分類した4つの箱について、簡単に述べさせていただいております。

1番目、「ベンチマーク事項」は、利用者のプライバシーの確保のために民間事業者が行っている先導的な取組ということで、利用者行動のトラッキングの同意取得やデータポータビリティを書かせていただいております。

「望ましい事項」として、利用者のプライバシーの確保のために取り組むことが望ましい事項として、欧州の法令等を参考にしている事項や、電気通信事業における個人情報ガイドラインに準じて行っているようなものを入れようと思っております。

さらに、「基本的事項」について、このフェーズになると国内法令に何らかの形で関わってくるものでございまして、国内法令に準じた形で取扱いが求められる事項で、例えば、前回も御説明を差し上げたとおり、個人情報の保護だけではなく利用者情報と幅広く捉えて、大きく回り込んで守っていくものが該当します。例えば利用者情報の利用目的の特定や、利用者情報の安全管理措置といったことを、個人情報より大回りした利用者情報として守る事項を、この事項に分類させていただいているところでございます。

あとは、前回御指摘もありましたけれども、こどもの利用者情報やダークパターンの回避を「基本的事項」とさせていただこうと思っております。

「法令事項」については、国内法令上義務とされている事項をいうもので、SPSIの文脈でも個人情報保護法や電気通信事業法の遵守を直接的に呼びかけているところもあれば、やや大回りする形で利用者情報というカテゴリーで記載しているところもある中、明確化の観点から、個人情報であればそこには法的義務がかかるというところを何らかの形で

示しさせていただこうかと思っております。

できれば、法令事項について本文で思い切り書くというようなことはあまり考えてはならず、現時点でSPSIの注釈を見ていただければ分かるように、「こういう場合は個人情報保護法に該当することがあるので遵守が求められる」と書かせていただいていますので、基本的にそのボリュームを上げていくような形で、加筆を行えるところは行っていければと思っております。例えば、個人情報の利用目的の特定や個人データの安全管理措置は、当然法令上の義務がかかってくるものでございます。

次のページは、やや細かくなりますけれども、スマホアプリ提供者の各取組の位置づけのイメージを示しております。

「法令事項」と「基本的事項」でカラーリングをさせていただいていますが、同じ色のものは、基本的には準じている、あるいは準じられているといった関係にございます。

一例を申し上げますと、「法令事項」として、スマホアプリ提供者が個人情報を取り扱う場合は、当然個人情報取扱事業者となり、氏名や住所の記載が個人情報保護法第32条で求められていますが、「基本的事項」として、スマホアプリ提供者が利用者情報を取り扱う場合にも、氏名や住所等を記載して公表することが望ましいとしております。そういった関係性を色でお示ししています。

「ベンチマーク事項」「望ましい事項」についても、今考えられるものとして、ある程度明らかなものを例示として書かせていただいているところでございます。

次のページからは、前回、先生方からいただいた御意見のポイントをかいつまんで書かせていただいておりますので、過去の議論の思い起こしに御利用いただければと思います。

事務局からは、以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明につきまして、構成員の皆様から御意見、御質問ありましたら御発言いただければと思います。いつものとおりですが、チャット欄に御発言されたい旨を書き込んでいただければ、指名させていただきます。

早速、呂さん、じゃあお願いいたします。

【呂構成員】 ありがとうございます。

私からは3点ございまして、まず、この望ましい事項をこのようにきれいな形で整理いただきありがとうございます。

1点目として、「望ましい事項」において電気通信事業ガイドラインが言及されていると

と思いますが、電気通信事業ガイドラインの適用対象が、必ずしも届出や登録をしている電気通信事業者だけではなく、電気通信事業を行う者が対象になっていたと思いますので、そうすると、アプリ事業者には基本的に電気通信事業ガイドラインが直接適用されると理解しております。そのため、電気通信事業ガイドラインとSPSIとの適用関係として、「電気通信事業ガイドラインは本来適用されないがSPSIで守る必要がある」などといった適用関係の誤解が生じないように、電気通信事業ガイドラインも直接的に適用されるということを明確にさせていただけると良いと思いました。

2点目として、このように「法令事項」「基本的事項」「望ましい事項」「ベンチマーク事項」と整理すると、自社のサービスではどこまで守れば良いのかといった悩みが、どうしても現場では生じることが予想されます。もちろん、守れる限り守った方が良いということにはなりますが、例えば、個人情報保護法ガイドライン通則編の別添10では、安全管理措置について、中小規模の事業者とそうではない事業者とで、講じるべき手法の例が分けて書かれたりもしているので、そういった形で、例えば事業の規模や取り扱う情報の種類などに応じて、ここは守ってくださいといった誘導により、事業者が自社でどのように対応すべきか分かるようにできると、より使いやすくなるのではないかと思います。

3点目として、Google様から提出されている資料を拝見して、記載いただいている内容はどれもやるべきことだと思いましたが、スマホ新法との関係で、例外事由にするためにSPSIに入れてほしいというニュアンスを少し感じました。私の理解では、必ずしもSPSIとスマホ新法は直接的につながっていない、つまり、SPSIに従っていないアプリだからといって不利に扱って良いということではないと理解していますので、そういったSPSIとスマホ新法との関係が、SPSIが世に出るときに誤解されないようにした方が良いのではないかと思います。

私からは以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。1つ目は御意見だということでした。2つ目も御意見をいただいたと思います。3番目についても、事務局からいかがでしょうか。

【小玉利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。1つ目の、電気通信ガイドラインが直接アプリ事業者に適用される部分というのはあろうかと思います。ですので、先生の御指摘どおり、「望ましい」と言っているところで、そこは誤解が生じないように書き分けるなど、事務局のほうでも検討したいと思います。

そして、階層あるいは4階層に分けることで、自社はどこまで従えばよいかみたいな問

題が生じるのではないかというところも、まさに御指摘のとおりだと思います。ガイドラインでは安全管理措置の記載の書き分けが参考になるのではないかという御示唆もいただきましたので、できるだけ具体的に、自分がどこで何を守ればいいのか分かる部分は、ユーザーフレンドリーさを重視しながら書きたいと思います。

最後のスマホ新法の関係ですけれども、確かにスマホ新法の正当化事由というものと、SPSIで書いてあることとの関係というのが、例えばSPSIで書いていない事項だから、スマホ新法の世界で劣後するといったことは特段ないというふうには我々も理解していますので、グーグル様もいろいろなことを考えて、ここで御意見を出されているのだとは思いますが、基本的に先生の御理解のとおりだと思います。

以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございます。

呂さん、いかがでしょう。今の事務局からの御回答ですけれども、何か追加でコメントがあればお願いいたします。

【呂構成員】 ありがとうございます。いずれもおっしゃるとおりだと思います。ありがとうございました。

【山本主査】 ありがとうございます。1番目の誤解がないようにというのも重要ですけど、特に2つ目のように、やはりSPSIを使っていだかないといけないと思いますので、分かりやすさ、企業目線でどこに合わせればいいのかについて、ある程度分かりやすく説明していくことも重要かなと私も思いました。ありがとうございます。

それでは、寺田さん、お願いいたします。

【寺田構成員】 よろしくお願いいたします。基本的に4段階に分類することに関しては、おおむねこの方向でよいのではないかと考えています。

今の呂さんのお話の中にもありましたけども、事業者団体では、このSPSIをベースに、規範といった考え方を持っていますので、どういったものが規範として取り入れるべきものなのかということが分かりやすくなればありがたいなと思っています。

加えて、一つ意見になりますが、この分類の中で実はさらにもう少しブレイクダウンしないといけないところがあるのではないかと考えています。

特に「望ましい事項」の中で、同意の撤回機会の提供とその方法のプライバシーポリシーへの記載というものがありますが、利用者情報の種類によっては「基本的事項」に位置づけたほうがよいのではないかと考えられます。

例えばクッキーやメールアドレス、広告IDなど、いわゆる特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報については、今のSPSIの書き方では、オプトアウトができなければ、通知・公表だけで取得し放題、利用し放題となってしまいますが、それはよくないと思います。

例えば、既に広告業界などでは、クッキーはオプトアウトがもう常識となっているような部分もあります。そのため、通知・公表だけで取得することは可能ですけれども、オプトアウトができることを「基本的事項」として入れていくことを考える必要があるのではないかと考えています。

特に個人情報保護法の3年ごと見直し、不適正利用及び不正取得について、個人情報と同様の規律が検討されています。もちろん、まだ個人情報保護法の改正が決まったわけではないですが、実際にこういった方向性で決まった場合には、ベストプラクティスとしてのSPSIが個人情報保護法に劣後してしまうことになってしまいますので、この辺りは動向をよく見ながら、書きぶりを考えていく必要があると思っています。

その場合にはプライバシーポリシーの記載事項にも影響が出ますので、「基本的事項」として何を書かなければならないのかというものが追加されることになると思います。そういったところにも注意をしていく必要があるのではないかと考えています。

私のほうからは以上です。

【山本主査】 ありがとうございました。

事務局に私からの確認として、今日の前半の議論ですが、再整理、この4つのカテゴリーが妥当かどうかというところの御議論に集中した方がよいのか、今、寺田さんから御意見があったように、オプトアウトをどこに入れるかという、個別具体的な話については、基本的には別の機会ということになりますでしょうか。

【小玉利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。基本的にはこの分類の仕方というところに御注力いただければと思いますけれども、今の寺田先生のお話のように、個人情報保護法の3年ごとの見直しに連動するような、連絡可能な個人関連情報のお話だっただと思いますので、内容のほうも適宜アドバイスはいただければなと思います。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは、寺田さんの御意見は貴重な御指摘として受け止めたいと思います。ありがとうございました。

それでは、木村さん、お願いいたします。

【木村構成員】 木村です。今の事務局のお話で、私もどこまで言えばいいのかと悩ま

しいところで、4つの分類ということは確かにそのとおりだと思いつつ、やはり「法令事項」と「基本的事項」のところの曖昧さ、そして、「基本的事項」と「望ましい事項」のところに分けたときに、いろいろ曖昧だと思っています。

「法令事項」はいいのですが、それと「基本的事項」の差異として、どちらに入れるかというときに、法令事由は法律になります、「基本的事項」の中にも法令に準ずるところはあって、SPSIとしてどのように位置づけていくのか、私には読めなかったところです。

「基本的事項」は必ず守ってほしいという意味であるが、ガイドラインのように法的な義務はかからないという理解でいいのか、「望ましい事項」はどうなのかもいまひとつつかめておらず、重複するかもしれませんが、説明をいただけるとありがたいと思います。

「望ましい事項」と「基本的事項」のあたり、先ほど寺田構成員からお話がありましたけれども、分け方の工夫が必要なのではないかと思いました。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

今の点、重要な御指摘だと思いますので、スライド1ページ目の、前回までのカテゴリーと今回のカテゴリーのところ、特に「義務的事項」を分けたところについて事務局から御説明いただけますか。

【小玉利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。前回の提案ですと「望ましい事項」と「義務的事項」を分けていて、「義務的事項」の中には国内法令上、真に義務的なものと、大回りをして利用者情報という文脈で幅広に守っているところと一緒にしていたので、まずそこを分けたというのが1点でございます。

今、先生からいただいた御指摘は、「望ましい事項」と「基本的事項」とはどういう分類なのかという御指摘であったと理解しています。そこは、「基本的事項」は国内法令、個人情報保護法などに準じた形で取扱いが求められてくるというもので、つまり個人情報を扱う場合は、当然義務として「法令事項」になりますが、利用者情報となりますと、個人情報保護法の規律が直接にはかからないですけれども、利用者保護の文脈から守ったほうがいいので、「基本的事項」に位置づけているところです。

多くは「基本的事項」に入ってくるのかなと思いますけれども、さらに少し高めの球で、例えば欧州の法令等を参考にしている事項や、ガイドラインに記載をしているようなものは、直接法的義務がかかるというところではないものですから、「望ましい事項」として書かせていただいているという分類になっています。個別に分類分けをしてみると、また少

し違ったところもあるかと思いますが、これは仮の箱として御理解をいただければと思います。

御不明の点がありましたら、この場でもどんどんお問合せいただきたいと思います。

【木村構成員】 ありがとうございます。大体理解しました。

事業者から見たときに、「基本的事項」までは守るべきだというふうに理解したらよろしいですか。

【小玉利用環境課課長補佐】 もちろん全体的には守ってほしいのですけれども、あえてグレードをつけるとこうなるというような示し方になるかなとは思っています。

現行のSPSIでは、文末は「何々することが望ましい」と、全ての要素一律で書かれています、例えばその文末表現を工夫してみるなどの営みができればと思っています。

【木村構成員】 分かりました。ありがとうございます。

【山本主査】 まさに法律をやっている者からすると何となく分かる話ではあっても、一般の消費者の方からするとが、「準じた」という言葉をどのように理解するかはなかなか難しいかなと思います。

【木村構成員】 「準ずる」というところで理解がつまってしまいます。事業者もプロなので、そこは御存知なのかなと思いつつも、お伺いした次第です。ありがとうございました。

【山本主査】 分かりました。実務家の先生方も入られておりますので、何かこの点、御意見があったら伺えればと思います。

それでは、太田さん、お願いいたします。

【太田構成員】 御説明ありがとうございました。今の話にも関わるかもしれませんが、この4分類に分けると、事業者側の心理としては、「法令事項」だけ見ておけばいいよねとなりそうだと思います、書き方の問題かもしれませんが、スマホアプリをつくるときはSPSIの「法令事項」だけ見てやりましょうという意味決定になってしまうのではないかと思います。

一方で、「法令事項」と分けたいというのはあるので、分け方がすごく難しいのですが、今の話がいったように「基本的事項」はちゃんと守ってほしいものですよというのが、ちゃんと伝わるように書けるといいのかなと思いました。

もう一点、「ベンチマーク事項」は、前回出た「先進的事項」をただ言い換えただけで、特に何も変わっていない気がしておりまして、この「法令事項」「基本的事項」「望ましい

事項」の3つでいいのではないかと思います。

なぜかという、先ほど寺田さんからもありましたように、現在の記載では、「望ましい事項」にオプトアウトが入っていて、「ベンチマーク事項」にオプトインが入っているという状況だと思いますが、「望ましい事項」のオプトアウトについては、広告業界でも10年以上前からオプトアウトはちゃんとできるようにしようとしていることなので、「基本的事項」でいいのではないかと思います。

ダークパターンの回避との関係では、今のSPSIに書いてあるダークパターンは、オプトアウトができるのにオプトアウトが最初からできないといったものが例として入っていますので、同意機会の撤回の影響はダークパターンにも通ずるところがあつて、それは「基本的事項」でいいのではないかと思います。

それが「基本的事項」になるのであれば、「ベンチマーク事項」のトラッキングに関する同意取得、オプトインは「望ましい事項」に降りてくればいいのではないかと思います。そうすると「ベンチマーク事項」がデータポータビリティだけになってしまうので、「望ましい事項」でもよいのではないかなと思います。もともと「先進的事項」だったのが「ベンチマーク事項」になっていますけど、それはなくして、「法令事項」「基本的事項」「望ましい事項」にし、同意の撤回の機会の提供は「基本的事項」にして、オプトインとデータポータビリティは「望ましい」に入れるという意見です。

「法令事項」と「基本的事項」の表現の仕方については、事業者が「法令事項」だけ守っていればいいのでしょうか、とならないような工夫が必要だと感じました。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。後で事務局から御回答があればと思います。まずは一旦、御意見として受け止めます。

それでは次、森さん、お願いいたします。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。いろいろと私も散漫に申し上げていたことを、きちんと再整理していただいてよかったなと思っています。

ほぼ太田さんの今の御意見と同じですが、若干違う観点として、先ほどの分類からすると、各取組の位置づけのイメージのスライドで

太田さんからあった個別の位置づけ意見については、全くおっしゃるとおりだと思ったのですけれども、一つ観点としてあるのは、例えば「ベンチマーク」のところにトラッキングに関する同意取得というのが入っていますけども、これはGDPR第6条との関係を考え

ると、「望ましい事項」側に入ってくるものだと思います。

データポータビリティだけ孤立するというのは太田さんのおっしゃるとおりだと思いますが、私は、4分類で一番上に「ベンチマーク」を残していただいてもよいのではないかと考えています。というのは、先ほど来、寺田さんや太田さんからもお話がありましたが、トラッキングのオプトアウトなどは、プライバシー侵害との関係では全然セーフ、法令と関わりない安全地帯と言えるかという、それは正直分からない面もあると思います。リクナビみたいなことやケンブリッジ・アナリティカ問題のようなことがあり、実際にトラッキングの結果の利用が本人に対して不利益をもたらしたりすると、プライバシー侵害として違法にならないとは限らないので、「望ましい事項」や「基本的事項」は、法令との関係で全くの安全圏ではないということは言えると思います。

ポータビリティは安全圏だと思いますし、これから青少年保護がSPSIに入ってくるとなると、青少年保護に関してやらなかったことが何か法令違反になるかという、あんまりならないのではないかとわれ、プライバシー侵害やセキュリティとは違うような気がしますので、「ベンチマーク事項」は残していただいてもいいのかなと思います。

ただ、その「望ましい事項」「基本的事項」というのは、さっき太田さんの御指摘にもありましたけれども、プライバシー侵害がないように、大回りしているのだろうと思うのですが、大回りしているかどうか実際には分からない領域なのだと思います。大回りしておけば安全だというだけで、ここが大回り、本当の線は内側にありますという話ではないのだと思います。大回りすることによって安全性を確保しているわけで、大回りしなかったら危険があるということなので、そういう意味では、もしかしたら「望ましい」と「基本的」というのは並列にさせていただいてもいいのかもしれませんが、私は今の4分類を維持していただいてもいいかなとは思いますが。「ベンチマーク」というのは法令違反にはおよそならないだろうというもので、「望ましい」「基本的」というのは、もしかしたら法令違反の可能性のある部分が、気配としては少し感じられるから大回りしてもらっているということになっていたほうがいいと思います。

【山本主査】 貴重な御意見いただいたと思います。ありがとうございます。

それでは、上沼さん、お願いいたします。

【上沼構成員】 ありがとうございます。「基本的事項」にあるこどもの利用者情報の高い水準での確保について、先取りにはなりますが、青少年保護に関する事項との関係で発言します。今、森先生からもありましたとおり、青少年保護もこの4分類で行くのかどう

なのかよく分からないのですが、それとの関係も含めて考えたほうがいいのではないかと思います。

青少年保護の観点からは、「ベンチマーク」というレベルがあったほうがいいのか悩んでいるところです。太田委員からあったように「ベンチマーク事項」が何なのかが正確に理解できておらず、結局「望ましい」の中に入るものとどこが違うのか疑問に思っています。

「より望ましい」というレベルなのでは、とも思っていたものですから、「ベンチマーク」の位置づけが結構微妙なように感じています。

ピラミッド型の4分類は非常に分かりやすいとは思っているところですが、実際に振り分けていくと、何がどこに位置づけられるのかは結構微妙なのではないかと思いました。

基本的に後者は意見なので、1点目の青少年の位置づけについて、この後の議題で確認させていただければと思いました。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは今の点、重要だと思しますので、後で事務局から御回答いただこうと思います。先に薦さんから御質問いただいてから事務局をお願いします。

それでは薦さん、お願いいたします。

【薦オブザーバー】 ありがとうございます。この段階分けというところでコメントを申し上げるとすると、今まで太田構成員、森構成員からも意見がありましたけど、4段階は少し多いというイメージがありまして、先ほどからも意見が出ていますとおり、どれを守ったらよいのか分からないということになりそうだと思っています。見せ方の問題だとは思いますが、できれば2段階ぐらい、多くて3段階ぐらいのほうがいいのかなと感じています。

3段階にする場合には、先ほど来から意見出ておりますとおり、「望ましい」と「ベンチマーク」を混ぜて、例えば「望ましい」の中に何か、より望ましいやより先進的といったように、「ベンチマーク」に相当するものを紹介する形、あるいは「基本的事項」と「法令事項」を混ぜた上で、「基本的事項」の中に法令義務も入っているといったようにする形どちらかがよいのではないかと思います。

もう一つは、SPSIに入れた方がいいかなと思っているものとして、それぞれの定義、結局どういうことなのか、という説明書きがもう少しあったほうがいいと思います。後は、事業者側からして、これを守っていますよというように何か対外的にアピールできるような名称の方がいいのではないかという感じがしました。もちろん、SPSIは、全部守るとい

う話ではなく、「基本的事項」の中でも多くを守っているであったり、「望ましい事項」の中でも一部だけやっている、といったことになりそうなので、どこまで言えるか分かりませんが、レベル1、2、3、4の形にして、ここまで実施しています、ということを事業者がアピールできるような名前を別途つくるのもありえると思いました。

私からは以上です。

【山本主査】 ありがとうございました。

いろいろと御意見をいただきまして、ありがとうございます。それでは、特にこの分類についてはいろいろな御意見がありましたけれども、上沼さんから、青少年保護についても4分類で行くことを想定しているかどうかというのは重要な御質問だと思いますので、そこを中心に、事務局から御回答いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【小玉利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。上沼先生の御指摘も非常にありがとうございます。森先生、それから太田先生、薦先生、それぞれありがとうございました。

上沼先生からいただいたこどもの利用者情報、そしてこの後、青少年の話もさせていただきますけれども、基本的に4つに分けられればと我々は思っています。ただ、青少年につきましては、まず何を書くのかというところの議論が先だと思っていまして、どういったことをSPSIに書いていくのかを考えながらやっていくということになろうかと思いたいますので、まず、こういった要素をSPSIに入れるということを明確にして、別途分類のことを考えたいと思っております。

先生方から、「ベンチマーク事項」や「望ましい事項」というような書き方、3分類の方がよいのではないかなど、いろいろ御指摘をいただきまして本当にありがとうございます。

この場を借りて言わせていただければ、薦先生が最後におっしゃっていただいたような、「法令事項」と「基本的事項」について、我々は、法令事項を本文ではっきり書くとボリュームも膨らみますし、SPSIでは法令上やらなきゃいけないことを詳細に説明するというものでもないのではないかと考えています。

しかし、やらなきゃいけないことをはっきりさせるという観点から、従来の注を膨らませて、さらに補足するところがあれば、積極的に注記のほうも法令事項として書いていくというようなことになろうかと思いたいます。

そうしますと、基本的には3つの分類というところが本文上は目立ってくるのかなと理解をしています。また、先生方から先ほどいただいたように、「ベンチマーク事項」

というのは民間事業者独自の先導的な取組になりますので、それほど登場が多くはないかなと思います。結局のところ、本文中に目立って出てくるのは「望ましい事項」と「基本的事項」になってくるのかなと思います。

以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございます。4つも分類があると分かりにくいのではないかと、自分がどこを目指していくべきか分かりにくいのではないかと御意見がありましたけれども、もう一度確認させていただくと、今の事務局の御説明では、「法令事項」は基本的には本文というよりも注に落ちるイメージになるということでしょうか。

【小玉利用環境課課長補佐】 注に落ちるようなイメージで、あまり法令のことをたくさんSPSI本文に書くというのもSPSIの本旨ではないような気がするので、分かりやすさの観点からも、基本的には注を充実させていこうというイメージです。

【山本主査】 SPSIはまさに全体がそもそも先導的、イニシアチブということですが、他方で、法令事項との関係性についてはしっかり明示してほしい、分かりやすくしてほしいという事業者様からの御意見もありました。構成員の皆様からもそういう御意見はあったと思うので、法令事項についてはやはり関係性について触れる必要があるのではないかと、いうところで、書くけれども注に落として、そこはすっきりさせるという方針として伺いました。

ですので、事務局の御回答をまとめると、見え方としては3分類、あるいは「ベンチマーク」についてはあまり数が現時点で多くないことからすると、柱になってくるのは「望ましい事項」と「基本的事項」の2つという整理になるかなと思いました。

この辺り、いかがでしょうか。そういう整理の仕方について、さらに御意見があればいただきたいと思います。要するに、整理は4分類ですが、見せ方としてそういう形になる。かつ、いろいろと御意見いただいたとおり、その事業者がどの辺りを目指していくべきかということは、もう少し説明を加えていただくということだと思いましたが、いかがでしょうか。

例えば太田さん、いかがでしょうか。今のような事務局の方向性について、いかがですか。

【太田構成員】 はい。聞いていて、よいと思いました。ありがとうございます。

【山本主査】 ありがとうございます。

森さん、いかがでしょうか。

【森構成員】 私も伺っていていいと思いました。方向性としてはいいと思いました。中の位置づけに関しては見る必要はあると思いますけども、ある程度分類の原理を再度整理していただいて、今おっしゃっていただいたようなやり方でやっていただいたらいいのではないかなと思いました。

【山本主査】 ありがとうございます。

薦さんからは異存ないですか。今ここで決めるわけではありませんけれども、大体の構成員の皆様のイメージを伺っておければと思っていますが、ほかの方、いかがでしょうか。

生貝さん、お願いします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。今の御説明に大きな異存はないのですが、「ベンチマーク事項」の位置づけについて、最初に呂構成員からもあったように、事業者の規模や中小企業の位置づけといった形での整理があり得るのではないかと考えており、その観点から、場合によってはこの「ベンチマーク事項」とを、特に巨大な、あるいは非常にたくさんの利用者情報、ユーザー数を持つ事業者の望ましい事項という形で位置づけることもあり得るのだと思っています。

具体的には、実際に別の分野の法律ではありますが、改正プロバイダ責任制限法による指定事業者が今後指定されることに加えて、少し先出しにはなりますが、特に青少年保護に関しては、事業者さんの積極的なリスク評価というものを行っていただくことがかなり重要になってくると思っています、おそらく諸外国の例と比べても、特に大きな事業者さんに求められることだと思います。データポータビリティに関して、確かに日本の個人データに関わる全般的な法律としては「ベンチマーク事項」という位置づけになるかと思いますが、スマホ競争促進法において、指定された事業者さんに関しては、データポータビリティ提供の法的義務がかかるわけでございます。御案内のとおり、これはまさにスマホのインフラ部分を提供している事業者としての義務になります。国際的にも特に大きな事業者さんにはプラスアルファのポータビリティ義務がかかるということもございますので、多くの利用者を抱えるような事業者さんについては実行していただくという位置づけにすることもあり得るのだと思います。

【山本主査】 ありがとうございます。貴重な御意見をいただいたと思います。

寺田さんからも今、チャットで貴重な御意見をいただいたと思います。

生貝さんの御指摘も、呂さんからも最初に、事業者さんの規模や主に取り扱う情報の種類から、求められるラインが変わってくるのではないかというお話をいただきました。ま

さに非常に大規模な事業者さんからすると、一般的にはベンチマークだけれども望ましいというように、例えばデータポータビリティなどは望ましい事項に落ちてくる可能性もあるということなので、やはりそういったことの説明が非常に重要になってくるのだと私自身も思いました。

それでは、事務局の皆様には、今いただいた御意見を少しフィードバックいただいて、また御検討をいただければと思います。

事務局から何かあればと思いますが。

【小玉利用環境課課長補佐】 今、生貝先生からも貴重な御指摘をいただきました。大きな事業者については、「ベンチマーク事項」の捉え方がやはり変わってくるというところもあるかと思うので、今いただいた御指摘も含めまして、事務局のほうで再度整理を行っていきたいと思います。ありがとうございます。

【山本主査】 分かりました。ありがとうございます。

それでは、少し時間が押していますけれども、続きまして、資料21-2、青少年保護につきまして、事務局から御説明いただきたいと思います。お願いいたします。

【吉田情報流通適正化推進室企画官】 資料21-2について御説明申し上げます。

1 ページ目のところでございます。前回12月の論点を整理、その後ヒアリング等を挟みましたので、少し背景等、最近の事情を記載しています。青少年のスマートフォン利用が進む中、様々な問題が起こっていることを、参考情報ではありますけれども、誹謗中傷、ネットいじめ、犯罪への関与、偽・誤情報の流通・拡散というのを述べてございます。

ちなみに、参考資料1の中で、青少年インターネット環境整備法に関する条文を記載してございます。そして、事業者の義務等を書いた上に、一番下のところにありますように、アプリに関してはこの法律の中で特段規定がないということを書いてございます。この資料につきましては、※以外のところは12月の資料と一緒にですので、参考資料としていただいております。

また、参考資料2は、ペアレンタルコントロールやフィルタリングの説明については、12月の資料の再掲、アプリケーション等に関して、年齢制限、レーティングの説明については、9 ページに議論の参考としてつけております。アップルの年齢制限、レーティングの内容の基準、青少年保護等に関するものの基準と、右側にありますように、国際年齢評価連合、IARCと言いますけれども、IARCが策定した基準はゲーム等様々なものの年齢レーティングに使われておりますが、これに準拠してグーグル等でやっている年齢レーティン

グの基準を、今後の議論の参考になるように記載をしております。年齢の分け方やレーティングについて少し違いがあるということを、御参考まで御覧いただければと思います。

そして、この背景等も踏まえ、2ページに、SPSI改定の青少年保護に当たっての考え方を記載してございます。

前回の議論等でも、SPSIに青少年が入る際に、目的やどういう範囲かについて御議論があったところですが、これを踏まえ、少し目的や検討の経緯、考え方の方向性について記載してございます。

上の箱の1ポツ目でございますけれども、SPSIの目的について、現行のSPSIに書いている目的をこちらに引いてございます。利用者が利用者情報の取扱いに関する情報を十分に得て適切に判断し行動することへの支援を通じ、安全・安心にサービスを利用できる環境を整備するということを目的としているということでございます。

そして、2ポツ目にありますように、青少年のスマホ利用状況でございますけれども、近年、青少年の利用の長時間化や低年齢化もありますし、また、SNSでプライバシーに係る情報の流出等を契機として、青少年が被害に遭う事例も見られているというところでございます。

このため、青少年のスマホの安全・安心な利用に関して、利用者情報の取扱いに関する情報を十分に得て適切な判断、行動を、青少年ができるようにするための支援というものが必要なのではないかと考えております。

特に、青少年の発達段階に対応して配慮を行う必要があるのではないかとこのところの、近時の背景と、それを踏まえ、SPSIにおいて青少年保護の検討の必要性が高まっているのではないかとこのところの記載をしております。

3ポツ目にありますように、昨年11月の研究会の親会で、上記の状況や、SPSIの改訂に関するパブリックコメントに寄せられた青少年保護について議論すべきではないかという御意見等も踏まえ、検討を深めるものになったという経緯の整理と、状況の背景と目的等について言及した後、考え方の方向性というようにいたしまして、下の箱でございますけれども、青少年の利用者情報やプライバシー保護を通じて、青少年によるスマホアプリ・関連サービスの安全・安心な利用を図るという、安全・安心を大目的に、その手段・方法や、小目的として利用者情報やプライバシーの保護、これを通じて行うというところがあると思います。

利用者情報やプライバシーの保護、これらに資する機能や仕組みの適切な提供を含む環

環境整備に関し、各事業者が取り組むことが望ましい事項を検討することについて、SPSIの改定の中に青少年保護を入れる際の考え方の方向性や前回の議論等を踏まえ、こういったものを案として書いてございます。

それに資する機能や仕組みの提供でございますので、利用者保護やプライバシーを中心にしつつ、それに貢献する機能と仕組みの適切な提供を成り立たせる要素や環境整備に関するものを中心に記載をしております。

青少年の利用者情報の保護そのものについて、既に本編においてプライバシー等で記載されているところでございますけれども、あと青少年の項目では、これらに資する機能や適切な仕組みの提供というところにフォーカスを当ててはどうかという案を記載してございます。

次のページからが構成員限りとなっております。少しポイントをかいつまんで御説明いたします。

このページは、アプリ提供者、つまりアプリケーションいわゆるスマホアプリですが、これをつくる事業者が取り組むことが望ましい事項を記載してございます。アプリに関して、特にソーシャルネットワーキングサービスやユーザー生成アプリなどに関し、青少年とその他の人の交流が発生することがございます。この中で、青少年のプライバシーを含む情報や、その情報が流出することについて、様々な保護が必要になるという状況があります。

特に脆弱な青少年に関して配慮をする必要があることから、技術的な手段において、個別のアプリケーション中でも十分に確保する必要があるのではないかという考え方で、少し論点の提示しております。もう1つでございますけれども、青少年のプライバシーを含む情報の流出に関する設定の変更や、少し変わりますが例えば課金等に関しましては、保護者の関与によって、これらの青少年の情報や課金の実施等を保護することが適切かと考えます。こういった保護者の関与の仕組み、ペアレンタルコントロールやペアレンタルゲートと申しますけれども、これはOS、基本ソフトウェアの一環として提供されますけれども、これはOS等によって異なることもあるので、それぞれの個別のアプリにおいてもこういう機能があることが望ましいのではないかという考え方から、この素案のもう1つの論点というところで、記載しているところでございます。

なお、基本的には、考え方にありましたように、利用者情報やプライバシーの保護に資する機能や仕組みの適切な提供をSPSIの青少年の改定の考え方としているところから、ア

アプリ提供事業者やストア運営事業者、OS提供事業者に関しても、何が有害かといった内容に関しては、この場で議論するよりも、機能等にフォーカスをして議論をするということで、素案として提供させていただいております。

アプリストア運営事業者については、現状、アップル様やグーグル様がアプリを利用者がダウンロードできたり、課金してダウンロードするアプリストアを提供しておられます。一部、サードパーティーストア等もできたり、それが今後さらに増えてくるということも、日本においても出てくるのが想定されます。

こちらも構成員限りですので、少し考え方を中心に御説明を申し上げますが、アプリに関しては、当然青少年保護、青少年のプライバシーや個人情報の保護といった利用者情報の保護が適切にされているアプリというのがアプリストアで提供されることが好ましいわけですが、その方法としては、青少年の発達段階等に応じて、このアプリは何歳以上の人を利用することが適切なのかといった年齢制限設定、レーティングというのが対応の鍵になると考えてございます。

ただ、アプリストアというのは様々取組があるところでございますので、そのアプリストアの運営者自身が、レーティングについて、国際的な基準や既にOS事業者等が提供している基準、どういった基準がいいのかは個別に判断することが好ましいのではないかとこの考え方の下、1つ目に年齢基準と、その基準がどういうものが望ましいか一案を提供してございます。

そして、アプリに関しましては、当然どういうアプリが適切かは、ストアが審査や年齢制限設定等に関する確認をするわけですが、その手続については、もちろん公平性・透明性が確保され、アプリ提供事業者に関して、適切な基準に基づいて行われていること、迅速に返信があること等が必要であることは手続的に考えられますので、それに関する素案の考え方を示しているところでございます。

また、3つ目ですが、青少年保護とアプリストアに並ぶアプリの関係でございますけれども、当然、青少年が自分の年齢に適したものを見つけることができ、適さないものを誤って選択するリスクを避けるということが、ひいては青少年の利用者情報の保護やプライバシーの保護等に貢献し、リスクを下げるということになりますので、ストアの中では適切な分類を行うという外形的なものを行うことによって、青少年の保護を図っていくことが必要ではないかという観点から、素案の3つ目の論点を記載しているところでございます。

5 ページでございます。OS提供事業者が行うことが望ましい事項とでございます。これに関しましても構成員限りでございますので、ポイントと背景等をお話していきたいと思っております。

1 つ目でございます。それぞれの上の箱、下の箱、1 つ目のボツのところでございます。

前のページで、アプリの審査に関してはアプリストアが行うことがございましたが、当然、不十分な場合等には、青少年保護の観点から不適切なアプリを入手する可能性はあるところを、どう対策するかということでございます。

他方、それぞれのアプリストアにおいても当然審査が行われるところでございますので、その両者のバランス、均衡を図るという観点が必要となります。こちらの素案にありますように、OS提供事業者は、アプリストア運営事業者が行うことが望ましい事項を実施しているか確認する事項や措置について記載しているところでございます。もちろん、青少年保護の項目でございますので、青少年保護の観点から、どういったことをするかということを書いているところでございます。

素案と考え方の2 つ目でございますが、考え方に関しては前ページと同じでございますが、OS提供事業者が必要な措置を講じているか確認する場合においては、確認を受ける対象の事業者等にとっては、透明性と公平性が確保されて行われることが望ましいということがございますので、これらを確保するための規定を、考え方の2 つ目で述べてございます。

3 つ目でございますが、様々アプリを入手して使う場合、青少年の利用者情報の保護や、青少年による重課金等のリスクを防ぐために、スマートフォンの設定や適切なアプリをダウンロードし、どう起動させるかについて保護者の適切な関与が必要になります。

スマートフォンにおける保護者の関与に関しましては、OSで提供しているものがございます。ペアレンタルコントロールと申しますけれども、これらに関して、OS事業者から適切に提供がされ、それがアプリストア等に関して適切に機能するということが好ましいということでございますので、それに関しても記載をしてございます。

保護者の関与という余地を確保し、それがきちんと機能できる環境の整備を通じて、ひいては、アプリを通じた青少年の利用者情報の意図しない流通・流出や、プライバシーの保護等に関するものといった環境整備を通じて全うしていく趣旨でございます。この辺り、素案に関して考え方をお示ししてございます。

また最後に、考え方の一歩下のところに少し言及してございますが、アプリ提供事業者、

アプリストア運営事業者、OS提供事業者の現状の取組や、今から想定されるものについて考えてございますが、この辺りに関しては、新規のサービスが出たり、事業者様の活動、状況が変わったり、利用者の情報保護やプライバシー等を通じた青少年保護に関しても変化の大きい分野でございますので、最新のマーケット動向等を踏まえて、この辺りの役割分担についても適宜見直していくということを記載しているところでございます。

長くなりましたが、前回の御議論を踏まえて、基本的な考え方の方向性を示すとともに、アプリ提供事業者、ストア運営事業者、OS提供事業者に関して望ましい事項についての考え方のたたき台というのを記載したところでございます。

以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの御説明につきまして、構成員の皆様から御意見、御質問いただきたいと思います。またチャット欄に御発言されたい旨を書き込んでいただければと思います。よろしくお願いいたします。

では早速、米田さん、お願いいたします。

【米田オブザーバー】 今回の議論は、青少年保護とアプリ市場の自由度のバランスをどのように取るかという点で、非常に適切な内容だったと感じています。基本的には、提案されている方針に賛成です。

今後の課題として、青少年の保護に関する審査基準のさらなる周知徹底が重要だと考えます。また、現場での対応においては迅速性が鍵となるため、透明性・公平性の確保に加え、審査や対応の迅速化が一層求められると感じました。

さらに、従来の携帯電話時代から活用されてきたペアレンタルコントロールのような仕組みを活かし、アプリストアと保護者が連携しながら青少年を適切に保護できる体制を整えることも重要です。特に、年齢層やレーティングに関する基準は、社会の変化に応じて定期的に更新・見直しを行い、それぞれの状況に適したルールを整備していくことが大切だと考えます。

【山本主査】 貴重な御意見をいただいたと思います。ありがとうございます。

それでは、寺田さん、お願いいたします。

【寺田構成員】 よろしくお願いいたします。なかなか難しいところをまとめていただいてありがとうございます。

まず、利用者情報だけの保護ではなくて、利用者情報に基づく利用者の保護へと広げる

ということに関して、賛成いたします。

また、コンテンツの内容とか保護の方法といったものに関して、一律なものではなくて、基準やこれに基づく対応というものを各ステークホルダーが自ら策定し責任を負うという方向性、こちらに関しても賛同いたします。

ただし、現時点で全てが「望ましい」となっているところ、ここに関してはこれからの議論だと思いますけども、こちらも段階的にしっかりと書き分けていく必要があるのだろうなと思っています。

個々の細かいところに関してもいくつかあるのですが、それは今後の議論することとして2点気になっているのが、まず、年齢についてどう考えるのか。個人情報保護法との関係で、個人情報としての保護という意味では、16歳未満という年齢が今示されており、検討されている。SPSIでも前回、16歳を出していますが、その一方で、今回の中では「18歳未満が」といった表記もあったりしていますので、個人情報ではなくて利用者情報なので、もう一回り大きく考える必要があるというのであれば、しっかりと定義をしておかないと、事業者からすると、何に対しては何歳未満かどうか、真ん中をどう区切っていくかについては、それぞれがある程度考えていいと思うのですが、絶対的な条件の上限みたいなものはしっかり固定させる必要があるのかなと思っています。特に日本の中で、そういった定義を統一していく必要があるのだと思いました。

また、スマートフォンソフトウェア競争促進法とか、特定デジタルプラットフォーム透明化法と関係することから、気をつけて考えないといけないところがいくつかあると思います。

レーティング基準や審査要件を公表することは必須事項でしょうし、OSでの消費者保護や青少年保護、セキュリティのところ、例えばアップルさんやグーグルさんも各アプリケーションに対して、ストアとしてではなくOSとして端末には入るものの審査のようなものを行っていますが、こういったものに関しては、利用ができないとアプリストアの運営を阻害することが出てきますので、法的にオープンにしなければいけないといったことを明確にしていく必要があるなど、他の法律との関係もあるので、ここでどこまですべきかというのは別途検討する必要があると思いますけれども、そういった細かい点がかなりあると思いますので、今後その辺のところをしっかりと議論できればいいかなと思っています。

私からは以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。いろいろ今、事務局のほうでの受け止めもあろうかと思うので、後で、もし御回答等があればと思います。

それでは、続いて上沼さん、お願いいたします。

【上沼構成員】 ありがとうございました。まず全体的な考え方として、年齢確認をどうするのかといった問題があると思っています。これまでも年齢確認については、青少年かどうかという意味での年齢確認は検討されてきたところではあるので、その位置づけをどういうふうに考えればいいのか検討しておく必要があると思いました。

今いただいている案の基本的なコンセプトは、ペアレンタルコントロール等で保護者がしっかりやりましょうというものになっていると思います。最終的な責任者が保護者となるのだと思います。一方で、過去に年齢確認等の取組は実際に行っていたという経緯もありますので、今回これに触れないことにしてしまうのか御確認いただければと思います。

今回入れていただいたものについては、リスク分類でいうと、コンテンツリスクというコンテンツに関するリスク、コンタクトリスクという有害な人からコンタクトを受けて被害者になってしまうというリスク、そして消費者関連リスクの部分については触れられているのですが、コンダクトリスクという、加害者（という言い方してしまってもいいかどうか分かりませんが）として、青少年が自らインターネット上に害のあるコンテンツを発信してしまったりする場合に関する対応がないように思いました。

実際上何ができるかは難しいところですが、例えば何らかの違法性のある投稿をするときに、可能であれば本当はストップできることが望ましいですが、そうでなければ警告を出すなども対応としては考えられるので、そういった点についても検討は可能ではないのかと思います。

さらに、最後にレーティングの基準について出していただいているのですが、アップルのものにしてもIARCのものにしても、見ていただければ分かりますとおり、ここの中に記載されているほとんどのものがコンテンツリスクになります。コンタクトリスクやコンダクトリスクに関するものは触れられておらず、コミュニケーションに関するものがない状況です。

IARCのセルフレーティングのためのインクワイアリーにも、どうもコミュニケーションのものは1つしかないと聞いています。他に基準がないのでやむを得ないとは思いますが、日本は今までコミュニケーションについて対応してきたという経緯がありますので、その部分についてはプラスして言及していただければなと思っていますところでは。

以上です。

【山本主査】 貴重な御指摘をいただいたと思います。

それでは、一通り御意見、御質問いただきたいと思いますので、生貝さん、お願いいたします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。全体として、私自身はここに書いてあるようなことは、相当程度法律によって実現すべき部分も多いのかなと思いますが、いずれにしましても、こうした形でSPSIに広く青少年保護の施策を含めていくということは望ましいと思います。

3点ほどコメントという形になりますが、1点目は、まさに上沼先生がおっしゃったことと重なるところで、グーグルさんの中でも年齢確認についての取組を書いていたいておりまして、エイジベリフィケーションのことをどのように書くかというのが一つは重要なというふうに思います。

年齢確認を行う責任をどこに求めるのか、例えば個々のアプリなのか、あるいはアプリストアレベルでしっかりやるべきなのか。これはアメリカの立法の各州法などの中でも様々、どちらが責任を取るべきか争いもあるようですので、まさにいずれかのレイヤーでそのことをしっかりやっていくということが非常に重要だというのが1点目です。

2点目として、先ほど発言したことに関わることですが、スマートフォン上で青少年に生じる様々なリスクというのは、非常に形を変えて、そしてサービスごとの性質によって大きく違うものであるところ、特に規模の大きなユーザー数の、あるいは青少年が扱う蓋然性が高い事業者さんということになるのかと思いますけれども、しっかりと自らのサービスにおいて生じ得るリスクを評価する、そして、それに対して比例的・合理的な軽減措置を行い、その結果を公開していただくというプロセスをどこかに含めることが、非常に望ましいと思います。

国際的に申し上げれば、別の機会でも議論しているUKのオンラインセーフティーアクト、あるいはEUのデジタルサービス法の超大規模プラットフォームの義務の中にも、当然青少年に関わるシステミックリスク評価が入ってくるところでありますし、それに加えてアメリカは、連邦法のKOSAはまだ審議中でございますけれども、例えばカリフォルニアのAge-Appropriate Design Code、年齢適性デザイン法といった州法でもそういった発想の立法が増えてきていると思われますところ、このことをしっかりどのように位置づけていくかが2点目でございます。

3点目は、今のところとも関係して、個別に書き出すのか、あるいはリスク評価の中の

評価要素として含めるのがよいのかはありますが、今のところまだ触れられていないこととして、国際的に非常に広く議論される、青少年に対するサービスのアディクティブネス、中毒性の観点でございます。この中毒性には非常にいろいろな要素がございます、やはり青少年に対するインセンティブづけ、あるいは無限スクロール、課金の仕組み、あるいはアルゴリズムといったような中毒性を引き起こすようなデザインを積極的につくるインセンティブが、当然サービスの粘着性を高めるのがアプリビジネスそのものですので、どうしても出てくる中で、やはり青少年に対してはしっかりそういうことを押しとどめる形でサービスをつくっていただくことが必要なのではないかということが、かなり大きく国際的な議論にもなっていると認識しております。入れ方は様々あると思いますけども、ぜひ簡単にでも、この中でも意識していただけるとよいかなと思いました。

以上3点でございます。

【山本主査】 ありがとうございます。生貝さんにお聞きしたいのですが、今の3点目のアディクションの問題は、私も世界的に今、議論になっていると認識していますが、これはリスク評価の中に組み込むようなイメージですか。それとも、別途何か項目として検討していくという感じになりますでしょうか。

【生貝構成員】 そうですね、両方あり得ると思っているところではありまして、個別の要素として望ましい事項として書き出す、あるいは、評価の中でしっかりやっていたくかどちらがよりよいかどちらがよいか、私自身もまだ確定的な考えは必ずしもないところです。

【山本主査】 分かりました。ありがとうございます。

それでは、江藤さん、お願いします。

【江藤構成員】 どうもありがとうございます。今回おまとめいただいた資料で、1ページで青少年のインターネット・スマートフォン利用をめぐる背景ということで、2ページで、今回のSPSIにおける検討範囲、守備範囲の限定ということで、考え方の方向性を示していただいたのはとてもよかったと思っています。

ただ、やはり1ページと2ページとの関係について、もし1ページが立法事実だとすると、2ページでやろうとしていることが、1ページに対する対処、提案という形にはなっていないので、もし可能であれば、先ほど上沼先生がおっしゃっていただいたようなリスク、コンテンツリスク、コンタクトリスク、コンダクトリスク、消費者関連リスク、いろいろな青少年に関連するリスクというのがあると思いますので、こうしたリスクが問題に

なっているのだ、だからこそ、SPSIでは守備範囲は限定されるが、その点について対処する必要があるという形で示しておくほうが、資料を読んだ人の中でも、あるいは事業者さんでもすんなりと、なぜSPSIで青少年保護に取り組む必要があるのかということをつかっていたかやすいのではないかなというふうに思っています。

前回のヒアリングを欠席してしまったのですが、青少年保護についてSPSIで積極的に取り組んでいくことに対して、若干消極的な意見も見られたようなので、この点は注意し過ぎることはないのかなという印象であります。

それに関連して2点目として、課金の問題について、素案の中では具体的に取り上げていただいたのですが、考え方の方向性で見ると「利用者情報やプライバシーの保護」と書いているのに、なぜこういった消費者関連のリスクの問題に対する対応をSPSIで示しているのかと言われたときに、すんなりと落ちてこないおそれがあるので、私自身は課金に対する積極的な方針を示すというのはもちろん賛成なのですが、納得してもらおうという観点からは、もう少し説明が必要なのではないかと思いました。

それに関連して、課金の問題で3点目として、課金の問題は青少年や個々の家庭で問題になっているところも多いとは思いますが、民法上ごりごりした議論をすれば、未成年者取消権で、過度の課金を未成年自身がした場合には、取り消すことができるということにはなっているのですが、実際にはゲーム提供者、事業者において、本当に未成年なのか、親がやったものを未成年取消権にかこつけているだけではないのかと、いろいろ争いがあがり結局取り消せていないというようなことも多くあるのではないかと思いますので、こうした取組自体は非常に重要で指針を示していくべきだと思いますが、本来的に、未成年が課金をすること自体が、民法上は取消しの対象になるのだということを大前提として、そうならないような取組をしてもらわなければ、結局事業者のほうでも利益を上げることはできませんよというメッセージを、どこかで発しておくことが必要なのかなと思いました。

最後4点目は、ペアレンタルコントロールの観点が表に出ていて、これはすごくいいと思うのですが、実際青少年が被害に遭う場合に、ペアレンツコントロールを及ぼすことができるような家庭においては、青少年が保護される可能性が高いと思います。裏を返すと、ペアレンタルコントロールの機能なども働かせないような家庭における青少年をどのように保護するかということも、あわせて考えていかなければいけないと思います。その部分に大きなリスクや被害が潜んでいるという認識でありますので、具体的にそれをどういう提案に結びつけていくか、私の中でもこれから考えていきたいと思いますが、その点は

しっかりと議論していく必要があるかなというふうに思っております。

私からは4点、以上になります。

【山本主査】 大変いずれも重要な御指摘をいただいたと思います。ありがとうございます。

江藤さんがお話しいただいた1点目について、私も同じような問題意識、課題感を持っています。やはり現実の必要性から見て、青少年保護をSPSIに含めることは私も賛成なのですけれども、他方で、SPSIの守備範囲との関係で、どこまで広げられるかは慎重に議論をしていかなければいけない。無限定に広げてはいけないというところで、これまでのSPSIの趣旨、目的とのつながりがなければいけないのだろうと思います。その意味で、先ほど江藤さんから御提案があったように、この1ページ目と2ページ目の間に何かブリッジがあるほうが分かりやすいのではないかと思います。上沼さんからは、リスクの分類などを入れることによって、よりつながりが明確化されるのではないかという御意見をいただきましたので、一度検討してみる価値があると感じた次第です。

私は、これはスマートフォン・セーフティ・イニシアチブ（SSI）のようなアンブレラの中に、SPSIとSYPI（ユース・プロテクション・イニシアチブ）が組み込まれていくこともあり得るのではないかと何となく考えたのですが、他方でSPSIの中で入れていくということであれば、今のようなブリッジをどうしていくかは、やはり重要な指摘かと思いました。

それ以外のところも大変重要な御指摘をいただいたと思いますので、事務局におかれましては少し御検討いただければと思います。

それでは、森さん、お願いいたします。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。私も上沼先生と江藤先生の御意見とほぼ重複しますが、1点目は年齢確認について、これまでの年齢確認のやり方を例示することが考えられるのではないかと思います。ペアレンタルコントロールだけということになりますと、果たして親頼みもどうなのかという話もあります。また、年齢情報をどうしても必要として、16歳かどうか、草の根分けてでも探し出すといった話になると本末転倒なところもありますので、そういうことはお書きいただいた上で、実例をお示しいただいたほうがいいのではないかと思います。

私は別に、ウェブの閲覧履歴等からの推測情報でもそんなに問題はないと思っていますので、そういうこともお書きいただいてもいいのかなと思いました。

2つ目が、先ほど来お話になっているその守備範囲問題について、2ページ目に、

江藤先生や山本先生のお話と同じですが、範囲がどこまでなのかということから、考え方の方向性のところをある程度限定的に書いていただいて、「青少年の利用者情報やプライバシーの保護を通じて」となっているわけですが、やはりここまで書いてしまうと、消費行動、課金の問題などに手が出せないことになるのかなと思います。少し整合していない、やや限定し過ぎのような感じがします。また、利用者情報やプライバシーの保護と言ってしまうと、今度セキュリティについても利用者情報やプライバシーの保護に限るのかということになりますが、セキュリティに関しては御案内のとおりで、別に漏えいリスクだけがセキュリティリスクではなく、使うべきとき、使いたいときに使えないというようなこともセキュリティのリスクになりますので、利用者情報に完全に限定してしまってよいかは難しい問題だと思います。プライバシーイニシアチブとしてはそれでもよいのかもしれませんが、セキュリティのイニシアチブ、ユース・プロテクション・イニシアチブとして、果たしてそれでよいのかと思いました。

以上です。

【山本主査】 重要な御指摘をいただいたと思います。ありがとうございます。

それでは、木村さん、お願いいたします。

【木村構成員】 先ほど皆様からも意見が出ているように、私もペアレンタルコントロールは大変大事だと思うのですが、やはり利用する側からすると、保護者任せにしているという感じをすごく受けます。

御意見でも出ていましたけれども、保護者がきちんとコントロールできるような環境や年齢ならいいのですが、中高生はコントロールされたくないですね。私の経験からも、いろんな手を使って、こういう保護措置から抜けようとする高校生、中学生が多いことは体験済みです。

先日のヒアリングで、OS事業者が年齢確認をしていないということやこどもにスマホを買うほどではないということから親のスマホをこどもに貸してしまうというところでトラブルが多いという話もありましたから、保護者任せにするのではなくて、何か事業者でできないのかと思っていますところでは。

それをSPSIに書くかどうかはまた別問題かもしれませんが、そういった方向性があると望ましいのではないかと思いますし、保護者任せは限界ではないかとも思います。もちろん、書いておくことは重要ですが、それ以上に、具体的に考えられているわけではないですが何か事業者側、OS事業者側でできないかと思うところでは。

もう一点は賛同になりますが、今回アプリストアとOS事業者の連携があり、そこは今後
もぜひ進めていただいて、それぞれがよい意味で切磋琢磨していただければ、保護も理解
も進むのではないかと思います。

【山本主査】 ありがとうございます。この年齢確認等につきましては、何人かの構成
員の先生方から御意見いただいたところですので、検討すべき重要な事項かなと思います。

グーグルさんが年齢推定モデルというものを開発しているという話も聞いておりますの
で、この辺りについても、少し状況について確認する必要があるかなと感じました。

太田さん、お願いいたします。

【太田構成員】 ありがとうございます。何度も議論として出てきているところではあ
りますが、年齢確認については何か方向性を示したほうがよいと思っており、年齢確認し
た結果、青少年であるということが分かった情報については、利用目的の制限などを加え
るほうがよいのではないかと考えております。

もう1点目は、ダークパターンについてです。青少年の保護という観点で、ダークパタ
ーンについても、分類の中で語られていた一般的なダークパターンよりも厳しい指針が、
何か必要なのではないかなと考えております。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、呂さん、お願いいたします。

【呂構成員】 ありがとうございます。私も今までの議論と関連のあることとして、ペ
アレンタルコントロールに関して、特に資料21—2の5ページの「素案」上から3つ目、
保護者の同意に基づき個別のアプリのダウンロード・起動可否、課金の制限を行うという
部分について、読み方の問題なのかもしれませんが、一つ一つのアプリのダウンロード許
可や起動可否を親御さんが行うのは、もちろん親御さんが対応し切れないという問題もあ
りますし、自分自身のことを思い返してみても、木村委員からお話があったように、中高
生は嫌がる、抜けたがるという問題、こども側のプライバシーに対して逆に親が管理し過
ぎることの弊害もあるのではないかと思います。参考にAppleさんの現在のアプリのペ
アレンタルコントロールの状況を見てみましても、個別のアプリがどうかというよりは、あ
る種類のアプリのダウンロードを調整できることや、レートで調整できるなど、そういつ
た機能が中心と理解していますので、バランスが必要かと思っています。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、寺田さん、チャットでも既にご書いていただいていますけれども、口頭で何かおまとめいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【寺田構成員】 年齢確認と、リスクマネジメントを全てのステークホルダーが行うことということは、どこかにしっかりと書いていく必要があるだろうなと思っています。

また、どこまでこのSPSIの中に入れるのかについては、先ほどあったようにセーフティといったところまで広げていくのかなど、もう少し大きな議論も必要だと思います。それと同時に、何がリスクなのか、何を保護すべきなのかを構造的にしっかりとまとめて、全体を俯瞰するようなことが必要なのだと思っています。

一般的には個人情報保護に関する事項がSPSIの中に入るとは思いますけれども、それ以外に有害コンテンツからの保護、子どもが加害者となることも含めてサイバーいじめからの保護、そして犯罪からの保護、世界中で問題になっている大人からのコンタクトに関するリスク管理、中毒性からの保護というものも含まれると思いますが、適正な利用時間の管理や過大な課金からの保護といったように、大きく類型分けできるのかなと思っています。これらに関して、何をどこまですべきなのか構造的にしっかりと考えていく必要があるのではないかなと思いました。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございました。大変重要な御指摘をいただいたと思います。今の寺田さんの御指摘だけではなくて、後半、先生方から大変重要な御指摘をいただいたと思います。

年齢確認の問題は多くの先生方から御指摘いただいたと思いますので、検討すべき項目の一つになるかなと思いました。

それから射程の問題ですが、寺田さんから最後に挙げていただいたとおり、青少年保護が非常に重要であることは誰もが納得するところかなと思いますけれども、このSPSIでどこまで組み込むべきなのかについては、射程との関係で議論しなければいけないところだと思いました。

他方で、青少年保護に関する検討会が他にもいくつか走っているところですので、事務局におかれましては、ぜひそういった他の検討会とのすみ分けなどを検討いただいて、我々のほうで議論すべきところを少し整理しておいていただければと思ったという次第です。

事務局のほうから、御回答等があればお願いします。

【吉田情報流通適正化推進室企画官】 ありがとうございます。事務局でございます。
複数の先生から御指摘いただいた年齢確認に関しましては、日本でこれまでの取組等も
様々ございますし、この辺りについては少し検討を深めたいと思います。

実際、分類や課題全体のもとで、SPSIはどこまで議論すべきなのかについては、主査を
はじめ多くの先生から御指摘いただいたところですが、どういった課題があるのかについ
ては、OECDのリスク分類の中でも分類されていますが、この辺を踏まえながら、SPSIで議
論する射程、目的かどうか、全体がどこでSPSIはどこかということはある程度腑分けしつ
つ、こども家庭庁等でも様々な検討が行われているところですので、この辺りを整理しな
がら、SPSIで最低限議論しなければいけないところはどこなのかを、少し整理をしたいと
思います。

ペアレンタルコントロールに関しまして、どこでやるのか、どういうところで行うのか
についても引き続き整理を行いたいと思います。現状、ペアレンタルコントロール、保護
者の関与が前提になっているところをどうするのかという問題もありますが、これに関し
ましても、青少年保護を実施するものはルールや制度的対応、技術、意識啓発等、複数ご
ざいますので、この辺も見ながら、SPSIについてはルールの中の一つになると思いますの
で、そのルールの中でどこまでやるのか、今日いただいた御指摘を踏まえて整理をしたい
と思ってございます。

いただいたコメントに関しては以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございました。

それでは、この辺りで質疑応答を終了させていただければと思います。

事務局から連絡事項をお願いいたします。

【小玉利用環境課課長補佐】 先生、本当にありがとうございました。皆様もありが
うございました。

次回会合ですけれども、3月24日午後になろうかと思いますが、詳細については追って
事務局から御連絡を差し上げます。

本日の議事録につきましては、事務局で作成の上、皆様に御確認をいただくことにな
ります。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、以上で利用者情報に関するワーキンググループ第21回会合を終了させてい
たきます。本日もお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございました。